

# 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）

## 指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

和歌山県では、聴覚障害者の情報収集及びコミュニケーション支援の拠点として、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター（以下「聴覚障害者情報センター」という。）を設置、運営している。

今回、上記施設の運営管理を効果的・効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成 28 年和歌山県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

### 2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

#### （1）名称

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター

※身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設

#### （2）所在地

和歌山県和歌山市手平二丁目 1 番 2 号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）6 階の一部

#### （3）規模等

延床面積 308.47 m<sup>2</sup>

（交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼製作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室、機材収納室）

### 3 指定管理者が行う業務

- （1）聴覚障害者情報センターの運営に関する業務（詳細は和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。）
- （2）聴覚障害者情報センターの維持管理に関する業務（詳細は仕様書を参照のこと。）
- （3）その他仕様書に記載する業務

### 4 業務の委託

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、事前に県の承認がある場合のみ、業務の一部を再委託することができる。

再委託先は、原則として県内に事務所又は事業所を有するものであることを原則とするほか、14 の失格条項に該当しないことを要するものとする。

また、再委託した場合には、事後にその実績報告書を提出する必要がある。

### 5 関係法令の遵守

地方自治法及びその施行令、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例及び同施行規則、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働及び社会保険関係法令、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年和歌山県条例第 38 号）、和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）等の関係規定及び和歌山県の指示を遵守すること。

## 6 人権研修の実施

指定管理者は、県の施設の管理者であることから、和歌山県人権施策推進基本方針（第四次改定版・令和7年3月改定）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが重要であり、そのための研修を実施しなければならない。

## 7 障害者差別解消に係る対応

指定管理者は、県の施設の管理者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領（平成28年2月28日策定）に準じて、不当な差別的取扱の禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行わなければならない。

## 8 指定予定期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定

## 9 指定管理料

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を支払う。この場合の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途定める。

県が支払う指定管理料は年度ごとに次の予算額を上限とする。災害等の特別な場合を除き原則として増額は行わないで、事業計画及び収支予算立案の際は注意すること。

令和8年度 (R8.4.1～R9.3.31) 40,446千円

令和9年度 (R9.4.1～R10.3.31) 40,446千円

令和10年度 (R10.4.1～R11.3.31) 40,446千円

令和11年度 (R11.4.1～R12.3.31) 40,446千円

令和12年度 (R12.4.1～R13.3.31) 40,446千円

## 10 備品の管理及び所有権

県は、所有する備品の一覧表を協定書に添付するものとし、指定管理者は、物品管理簿により適正に管理するものとする。指定管理者が指定管理者としての業務に必要な備品等を調達した場合、その所有権は原則として県に帰属する。

## 11 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難になった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。なお、この場合、県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。
- (2) 県又は指定管理者の責めに帰することができない不可抗力その他の事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難と県が判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

## 12 業務の引き継ぎ

- (1) 指定期間終了若しくは指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な

- 引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。
- (2) 指定期間終了時の物品の引継ぎは、原則として、県、現在の指定管理者、次期指定管理者の第三の立ち会いのもとで実施する。

## 13 申請資格

- (1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全かつ円滑に聴覚障害者情報センターを管理運営し、かつ条例第1条に規定する施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下、「団体等」という。）であること。
- (2) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する団体等であること。
- ア 事務所等とは、次の要件（以下「事務所要件」という。）をすべて具備したものであること。  
なお、（エ）から（キ）までについては、充足していない場合でも、真にやむを得ないと認められる場合は、申請資格を認めることができるものであること。
- (ア) 帳簿等（契約書など）を整備して保存している。
- (イ) 不適切な転送（恒常に他の場所へ転送が行われるなど）を行っていない電話を有している。
- (ウ) 特定の目的のため臨時で置かれる事務所、作業所又は単なる事務連絡のためのものではない。
- (エ) 机、椅子を設置している。
- (オ) トイレ、水道施設、電気設備（照明）、パソコン等を設置している。
- (カ) 事業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
- (キ) 事業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
- イ 前記アの要件は、申請日時点で具備しなければならないこと。
- ウ 登記簿謄本又は定款（寄附行為その他の相当するものを含む。以下「登記簿謄本等」という。）により県内に事務所等が所在することが確認できる場合を除き、次の手順により、事務所要件を確認すること。  
なお、次の手順のすべてを行っても事務所要件が確認できなかった場合は、申請資格がないものとみなし、失格とすること。
- (ア) 事前連絡を行わず、職員2～3名で実地に事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。
- (イ) 不在等の理由により確認できなかった場合は、名刺等を置くなどして相手方に訪問したことがわかるようにした上で、日を改めてもう1度事前連絡を行わず事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。
- (ウ) 事前連絡なく2回訪問しても事務所要件を確認できない場合は、事前に申請者と連絡をとつて、事務所等を訪問し、事務所要件を確認する。
- (3) 複数の団体が共同する組織（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。  
なお、代表となる団体等は、(2)の要件を満たすこと。
- (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (5) 当該指定管理者の募集における現地説明会に参加していること。  
なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体等が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

## 14 失格条項

申請日時点において、次に掲げる事項のいずれかに該当する団体が行った申請については、失格と

する。

なお、構成員のいずれかが次に掲げる事項のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても、失格とする。

(1) 県から地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けた日から 2 年を経過していない団

体

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかつたものとみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている又はされている団体。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件にかかる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、そのものに係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった又はなされなかつたものとみなす。

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理の開始を命ぜられている団体

(6) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体

(8) 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある団体

(9) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他の団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当する、又は、将来にわたって該当しないことを確約できない団体

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下、単に「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定される暴力団（以下、単に「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

- (10) 役員が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者である団体
- (11) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定した者。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (12) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又はさせ、若しくは暴力を用い、又は用いさせる団体
- (13) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体
- (14) 前記（12）又は（13）のいずれかに該当する団体となった日から 1 年を経過しないもの
- (15) 募集公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは、県の承認なく申請書等の内容を変更した団体
- (16) 申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体
  - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 募集公告において定められた最低点数に満たないもの

## 15 提出書類

- (1) 申請を希望する法人等（以下「申請者」という。）は、下記に掲げる書類を提出すること。  
なお、各書類の説明については「提出書類一覧（別紙 1）」を参照のこと。
  - ア 指定管理者指定申請書（様式 1－1）（コンソーシアムによる申請の場合は「コンソーシアム構成員表（様式 1－2）」も併せて提出すること。）
  - イ 失格条項に該当しない旨の宣誓書（様式 2）
  - ウ 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）の運営管理に関する事業計画書及び収支予算書（様式 3－1（単独用）、様式 3－2（コンソーシアム用）、様式 4、様式 5 及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）管理運営業務チェック表）
  - エ 申請者の概要を記載した書類
  - オ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
  - カ 申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近 2 か年分）
  - キ 申請者の事業計画書及び収支予算書（令和 7 年度分）
  - ク 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）
  - コ 都道府県税に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の証明書
  - サ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式 6）
  - シ 別紙「和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者審査基準」の審査基準 5 の②に該当がある場合は次の書類  
なお、提出は、（ア）（イ）又は（ア）（ウ）（エ）とし、前者によることができる場合は後者の提出することはできない。
    - （ア）障害者雇用状況調書（様式 7）
    - （イ）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「障害者雇

用促進法規則」という。) 第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写し

(ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条第1項に規定する雇用保険被保険者資格取得確認通知書(当該常用雇用する労働者である障害者にかかるもの)の写し

(エ) 当該常用雇用する労働者である障害者が交付を受けた身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定される身体障害者手帳、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳(相当する手帳を含む。)、障害者雇用促進法規則第1条の2に規定する知的障害者判定機関が発行した判定書、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定される精神保健福祉手帳又は医師の診断書(疾患名が統合失調症、そううつ病、うつ病又はてんかんである場合に限る。)の写し

ス 別紙「和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)指定管理者審査基準」の審査基準5の③に該当がある場合は次の書類

(ア) 物品等調達状況調書(様式8)

(イ) 領収書その他の支払日、支払先である障害者就労施設等の名称及び支払金額がわかる書類の写し

#### (2) 提出書類の留意事項

ア 正本1部、副本(写し)8部を提出すること。

イ コンソーシアムによる申請の場合は、(1)イ及びエからスについて、構成員ごとに提出すること。

ウ 事業計画書等提出書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

エ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

カ 県は申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることができる

#### (3) 申請者は上記書類を提出した後に申請を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

### 16 事業計画書

#### (1) 15(1)ウに規定する事業計画書の作成にあたっては、以下の項目を基本条件とする。

ア 県民の平等な利用の確保

イ 施設の効用の最大限発揮

ウ 施設の良好な維持管理及び保全

エ 県民サービスの向上

オ 個人情報の保護

カ 関係法令の遵守及び施設利用者の安全確保

#### (2) 聴覚障害者情報センターは、「情報収集の機会の提供その他必要な措置を講ずることにより、聴覚障害者の福祉の増進を図る」ことを設置目的としている。

この設置目的及び施設が求められている社会的役割並びに障害者の社会参加推進に係る課題を踏まえた上で、以下の項目について、施設の運営及びサービスの提供を実現するための事業計画を具体的に記載すること。

ア 運営に対する基本方針

- (ア) 総合的な基本方針と達成目標
- (イ) 仕様書で示す指定管理者の各業務に対する基本方針
- (ウ) サービス向上や経費の削減等の経営方針

#### イ 運営計画

- (ア) 次の業務について、令和8年度から令和12年度における各年度の具体的な運営内容を記載すること。
  - a 施設の設置目的に即した業務（業務要求水準等の達成に対する具体的な提案）
  - b 施設維持管理業務
  - c 自主事業等（施設の設置目的に即した市町村、団体等からの受託事業を含む。）の内容（自主事業等を行う場合のみ）
- (イ) 業務の一部について再委託を予定している場合には、その内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託の方針
- (ウ) 個人情報の取扱いについての考え方及び対応方法

#### ウ 実施体制及び組織

- (ア) 運営を行っていく上で適切な人員配置を考慮した組織図
- (イ) 組織図に記載された職員すべての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、必要な職能（資格、技能、経験）
- (ウ) 人材育成方針及び職員の研修計画等（人権研修の実施方法を含む。）

#### エ 県が定める次のＫＰＩ（重要業績評価指標）の達成目標値

- a 施設の利用者数
- b 施設の利用満足度

#### オ その他

上記以外の事項において、提案したい事項があれば併せて記載すること。

- (3) 事業計画書（様式3－1（単独用）、様式3－2（コンソーシアム用）に添付する（2）の各項目に関する内容についての様式は自由とする。（ただし、A4縦、横書きとする。）

### 17 収支予算書

15（1）ウに規定する収支予算書の作成にあたっては、施設運営管理業務及び自主事業等について、令和8年度から令和12年度までの各年度の収支予算を別紙2に示す主な収入及び支出項目に区分して示すこと（様式4及び様式5）。

また、収支予算の積算内訳についても示すこと（様式自由。但し、A4縦、横書きとする。）。  
なお、記入額は消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

### 18 選定審査方法及び選定結果の通知

#### （1）選定審査方法

- ア 指定管理者の選定にあたっては、条例第9条の規定に基づき、下記の基準により総合的に判断するものとする。
  - (ア) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (イ) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - (ウ) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

イ 選定は、学識経験を有する者等から構成する選定委員会を設置して行う。

選定委員会においては、申請者による事業計画の説明及びそれに対する質疑等を行う予定である。

#### (2) 審査の基準及び配点

審査は、提出された事業計画書について審査基準に基づき実施する。

なお、審査基準及び配点は、別紙「和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者審査基準」を参照のこと。

#### (3) 選定結果

ア 上記の選定方法に基づき、最も適当であると認められる内容の指定申請をした団体等を指定管理者候補者として選定し、結果について申請者全員に書面で通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に指定管理者候補者に事故ある時、又は、指定を行うことが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定することがある。

イ 指定管理者候補者は、県議会での議決を経た後に知事が指定管理者として指定し、その旨を告示する。

### 19 申請の手続き

申請にかかる経費はすべて申請者の負担とする。

#### (1) 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書の配布

ア 配布期間 令和7年8月5日（火）から令和7年8月19日（火）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

和歌山県ホームページからも入手可能

#### (2) 現地説明会に関する事項

現地説明会に参加することが申請の条件となるので、申請しようとする団体は現地説明会に必ず参加すること。

##### ア 現地説明会

（ア）日時 令和7年8月25日（月）午後4時00分から

（イ）場所 和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号 ビッグ愛6階 研修室2・3

##### イ 現地説明会の内容

募集要項及び仕様書の説明並びに現地確認（現地確認は希望者のみ）

##### ウ 留意事項

（ア）現地説明会には、当指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

（イ）参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

（ウ）1団体の参加者は2名以内とする。（コンソーシアムで申請する場合は、1コンソーシアムで2名以内とする。）

#### (3) 現地説明会への参加のための手続き

現地説明会への参加を希望するものは、参加申出書（様式9）を提出すること。

##### ア 参加申出書の提出方法

- (ア) 提出期間 令和7年8月5日（火）から令和7年8月19日（火）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）
- (イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山県ホームページからも入手可能
- (ウ) 提出方法 提出場所に持参、郵送又はFAXすること。  
(郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとするとともに、提出期間内に必着するように送付すること。)

#### (4) 質疑事項

質問がある場合は、質問票（様式10）を持参又はFAX（073-432-5567）若しくは電子メール（e0404003@pref.wakayama.lg.jp）で送信すること。

なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けないこととし、FAX、電子メールの場合は、提出先まで送信した旨の連絡をし確認を受けること。

- ア 受付期間 令和7年8月5日（火）から令和7年8月26日（火）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）
- イ 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、障害福祉課ホームページに随時搭載
- エ 回答期限 令和7年9月1日（月）

#### (5) 指定管理者指定申請書の提出

指定管理者指定申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間中に持参すること。  
なお、郵送、FAX、インターネット等による受付は行わない。

- ア 提出期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、休日を除く。）
- イ 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

#### (6) 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

電話 073-441-2514（直通）

FAX 073-432-5567

e-mail e0404003@pref.wakayama.lg.jp